

県 HP 修正箇所

1. お知らせ追加箇所（冒頭）

県ではこれまで**工事経歴書に対する添付資料**について、原則として（1）**契約書**又は（2）**注文書及び請書**とし、
例外的に（3）入金の確認ができる資料（領収書控えの写し、預金通帳の写し（該当部分以外黒塗り））及び請求書、請書、決算書元帳を認めてきました。
しかし、建設業法第 19 条において、請負契約は書面で行うこととなっていることから、法令順守を徹底するため、周知期間を含め、**令和 7 年 12 月 31 日までの申請に限り**（3）を認めます。
ただし、その周知期間においても「売掛金で処理しているため」（工事代金は請求済、未入金）、「少額工事のため元々書類がない」（口頭発注・現金払いなど）の 2 つの事由により（1）**契約書**、（2）**注文書及び請書**で提出できないやむをえないケースに限り、（3）による提出を認めるものとします。
なお、令和 8 年 1 月 1 日以降は、いかなる理由があっても（3）による提出は認めませんので、**ご注意ください**。

技術職員等の常勤性を確認する提示資料の見直し（PDF 297.1 KB）

県では、技術職員等の常勤性及び最低賃金（月額）を確認する提示資料について、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬改定通知書（以下「標準報酬月額」という。）を求めており、これまで「年度」を基準に求めてきましたが、より確実な常勤性及び最低賃金（月額）を確認するため、定期決定と同時期（9 月（10 月給与分）～翌年 8 月（9 月給与分））へと見直すこととしました。

これまでの提示資料は令和 7 年 12 月 31 日までとしますので、**ご注意ください**。

令和 7 年 7 月 24 日付修正内容

2. 記入要領修正箇所

2. 記入要領(令和 7 年 7 月 24 日)

頁	改正箇所	
	新	旧
P1	【総合評定値の算出方法】 総合評定値 $(P)=0.25(X1)+0.15(X2)+0.2(Y)+0.25(Z)+0.15(W)$	【総合評定値の算出方法】 総合評定値 $(P)=0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W$
P2		例示が R1 と古いため、時点修正

P5	(一財) 建設業情報管理センター (本部) 03-6661-6663 (西日本支部) 06-6767-2801	(一財) 建設業情報管理センター (本部) 03-5565-6131 (西日本支部) 06-6767-2803
P7	一番下に注意書きを追加 ※各カラムに金額・数値等を記入した根拠について、確認できる資料を全て提出してください。	
P8		例示が H31 等と古いため、時点修正
P12		例示が令和 1 年と古いため、時点修正
P13	年度報告提出時の申請者欄 【又は①「請求書及び※入金確認の書類」(写)を持参してください。 ※入金確認の書類とは以下の 2 つです。 (1)領収書の写し (2)通帳の写し(その工事に係る箇所のみで残りは黒塗り) ①この提出書類は、令和 7 年 12 月 31 日まで認めることとします。それ以降は一切認めませんのであらかじめご了承ください。】	年度報告提出時の申請者欄 【又は「請求書及び入金確認の書類」(写)を持参して下さい。】
P15	記入例欄に以下文言を追加 消費税免税事業者は、「免税事業者につき税込」等と余白に記載すること。 ※「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」の数値と一致させること。	例示が H31 等と古いため、時点修正
P16	下段の「工事経歴書」については以下のよう修正 工事経歴書の記載方法等 工事経歴書の記載方法及びその関連資料については以下の HP にて記載されておりますのでご確認ください。 事業年度報告書提出要領 https://www.pref.okinawa.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/027/116/fin20210927_ndohoukokusho-shusei.pdf	例示が H30 等と古いため、時点修正

P22		例示が令和3年と古いため、時点修正
P33	【防災協定書（写）の省略可能な団体一覧】※但し当該団体の長が証する書類の提出は必要	【防災協定書（写）の省略可能な団体一覧】
P36	労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法施行規則	同令、同規則
P38	○その他 ～表1	○その他 ～上記表3
P42	1)～7)	注1)～注7)
P48	下請契約の総額が総額5,000万円（建築工事一式8,000万円）以上	下請契約の総額が4,500万円（建築工事一式にあつては7,000万円）以上
P50 ～ P53	「3. 申請に必要な提出書類・提示書類」 【提示書類】（朱字）	「3. 申請に必要な提出書類・提示書類」 【提示書類】
P55	「必要となる標準報酬決定通知書」 （令和7年12月31日申請まで） 令和6年度 令和6年度・令和7年度 令和7年度	「必要となる標準報酬決定通知書」 令和5年度、令和6年度 令和6年度 令和5年度、令和6年度
P58 ～ P59		例示が令和3年と古いため、時点修正